

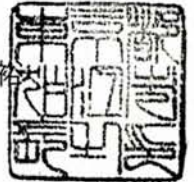


狛福福発第 100071 号
平成 21 年 5 月 19 日

狛江市監査委員

栗山輝夫 様
白井明 様

狛江市長 矢野



平成20年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 21 年 3 月 2 日 付け 狛監委発第 100080 号により、財政援助団体監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

別紙

財政援助団体監査の結果に基づいて講じた措置等

適用(要望)事項等

補助金の現算定方法では、補助金額は確実に「増」となるものと見込まれる。

所管課(福祉サービス支援室)は、今後、他市の状況等も含め、事業の透明性・有効性・効率性を基に狛江市社会福祉協議会事業全体の中で、調整が可能か、検討を継続実施していただきたい。

措置等

所管課としては、他市の社会福祉協議会への補助の状況等の調査・研究を実施し、補助事業の適正について精査・検証いたします。

また、狛江市社会福祉協議会に対しては、事業の透明性・有効性・効率性を基に社協の事業全体の中で歳出削減に対する調整が可能か検討するように指示いたしました。

社会福祉協議会としては、以上の観点から補助事業について点検する旨と受け止めております。また、改善策のひとつとして独自財源の強化に努める必要性が暗示されていると判断し、財源の種別ごとの強化方策を検討していきます。